

平成21年11月18日  
消費者庁

## 集団的消費者被害救済制度研究会（仮称）の開催について

消費者庁では、学識経験者及び法曹実務家を中心に、集団的消費者被害救済制度研究会（仮称）を開催し、加害者の財産の保全に関する制度を含め不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度のあり方について検討することとなりましたのでお知らせいたします。

### 1. 概要

少数同種の被害が多発する消費者被害では、費用及び労力との兼ね合いから個々の消費者が自ら訴えを提起して被害回復を図ることを断念しがちである。これを踏まえ、内閣府国民生活局においては平成20年12月より「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会」を開催し、平成21年8月に報告書を取りまとめ同年10月に公表したところである。

しかしながら、わが国において消費者被害回復について望ましい制度のあり方の結論を示すに至っておらず、加害者の財産保全制度を含め制度化のための論点を具体的に検討していくことが必要である。また、「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則第6項において、法施行後3年を目途として、加害者の財産の保全に関する制度を含め不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について必要な措置を請ずるものとされたことから、早期の検討が必要であり、「集団的消費者被害救済制度研究会（仮称）」を開催し検討を行うものである。

### 2. 研究会について

消費者庁長官が開催し、考えうる被害救済制度の選択肢の提示及び論点の整理等を行う。

### 3. 調査・研究の対象

加害者の財産の保全に関して、わが国の現行関連法制度及び諸外国の制度内容・運用状況について調査を行う。

被害者救済制度に関して、論点の整理及び考えられる選択肢について検討を加える。

### 4. 進め方（案）

第1回研究会は平成21年11月24日（火曜日）10時30分に開催し、月1～2回の頻度で全13回程度行う。

## 5．消費者委員会への報告

研究会の議論について、適宜消費者委員会の公式会合において報告し意見を伺う。

## 6．委員

別紙 1 参照。

## 7．その他

研究会及び研究会での配布資料は原則として公開とするが、座長の判断により全部又は一部を公開しない場合がある。また、議事要旨は研究会後速やかに公表する。

なお、傍聴の手続きについては、別紙 2 の通りとする。

## (参考)

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）

### 附則

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

< 本発表資料のお問合せ先 >

消費者庁 企画課

担当者：浦田、上杉、稲垣

電 話：03-3507-9252（直通）

## 集团的消費者被害救済制度研究会（仮称）委員名簿（案）

委員 大村 雅彦 中央大学法科大学院 教授

沖野 眞己 一橋大学大学院法学研究科 教授

窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科 教授

黒沼 悦郎 早稲田大学大学院法務研究科 教授

佐伯 仁志 東京大学大学院法学政治学研究科 教授

佐藤 達文 法務省民事局 参事官

高田 昌宏 大阪市立大学大学院法学研究科 教授

手嶋 あさみ 最高裁判所民事局 第一課長

中川 丈久 神戸大学大学院法学研究科 教授

野々山 宏 弁護士

長谷部 由起子 学習院大学法務研究科 教授

三木 浩一 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

山本 和彦 一橋大学大学院法学研究科 教授

日本弁護士連合会推薦委員

オブザーバー 磯辺 浩一 消費者機構日本 理事・事務局長

坂田 礼司 パナソニック株式会社東京法務室室長

平成21年11月18日  
消費者庁企画課

**第1回「集团的消費者被害救済制度研究会（仮称）」  
の開催について**

1. 日 時 平成21年11月24日（火）10：30～12：15

2. 場 所 消費者庁 中会議室1, 2  
（千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー6F）

3. 出席者 有識者委員各位 他

4. 取 材

- ・傍聴可
- ・冒頭のみカメラ撮り可

なお、傍聴及びカメラ撮りの希望がある場合には、11月20日（金）15：00まで（期限厳守）に下記問い合わせ先まで所属、氏名及び連絡先、カメラ撮り希望の有無等を「傍聴希望申込書（別添）」にてFAXで登録をお願いいたします。ご登録いただかない場合は、入室できない可能性もございますので、ご留意下さい。

本件問い合わせ先

消費者庁企画課 浦田、上杉、稲垣

電話：3507-9252（直通） FAX：3507-9283

第1回「集团的消費者被害救済制度研究会（仮称）」の開催について

1. 日時：平成21年11月24日(火) 10：30～12：15
2. 場所：消費者庁 中会議室1, 2  
(東京都千代田区永田町2-11-1  
山王パークタワー6F)

なお、傍聴等を希望される方は以下の点にご留意ください。

1. 傍聴等をご希望の方は、11月20日(金)15：00まで(期限厳守)に下記の傍聴希望申込書に所属、氏名(役職)、連絡先、カメラ撮り希望の有無をご記入の上、FAXにてご登録ください。  
(電話による傍聴の登録受付は行っておりませんのでご了承ください)
2. 会場は定員が限られているため、傍聴者多数の場合は人数を制限させて頂くこともございますので、予めご承知おきください。

問い合わせ先：消費者庁企画課 浦田、上杉、稲垣

TEL：03-3507-9252

FAX：03-3507-9283

\*\*\*\*\*

傍聴希望申込書

消費者庁企画課 浦田、上杉、稲垣 行き / FAX 03-3507-9283

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 所 属                   |   |
| 氏 名<br>( 役 職 )        |   |
| 連 絡 先                 | ( 電話 )                                      |
|                       | ( FAX )                                     |
|                       | ( e-mail )                                  |
| カメラ撮り希望<br>( スタッフ人数 ) | 有 (カメラ撮り希望の場合は「有」に を付してください。)<br>(カメラマン等 名) |